

宗見たまひて、長髮せしめて皇后とす、いさめ申人おほかりしかぞ用られず、高宗崩じて中宗居たまひしを去りぞけ、睿宗を立られしをもまた去りぞけて、みづから帝位につき、國を大周とあらたむ、唐の名をうしなはんとおもひ給ひけるにや、中宗睿宗もわが生給ひしかども、捨て諸王とし、みづからのやから武氏のものからをもちて、國をつたへしめんとさへ、またまひき、其時にぞ法師も宦者もあまた寵せられて、世に誇らるゝためしおほくはんべりしか、この道鏡はじめは大臣に准じて日本准大臣の大臣禪師といひしを太政大臣になし給ふ、それによりてつぎつぎ納言參議にも法師をまじへなされにき、道鏡世を心のまゝにしければ、あらそふ人のなかりしにや、大臣吉備の眞備の公、右中辨藤原の百川などありき、されども力およばざりけるにこそ、
 『日本書紀仲八』八年九月己卯、詔群臣以議討熊襲、時有神託皇后而誨曰、天皇何憂熊襲之不服、是膺之空國也、豈足舉兵伐乎、愈茲國而有寶國、譬如美女之賸、有向津國、眼炎之金銀彩色多在、其國是謂栲衾新羅國焉、若能祭吾者、則曾不血及、其國必自服矣、復熊襲爲服、其祭之、以天皇之御船、及穴門直踐立所獻之水田名大田是等物爲幣也、天皇聞神言有疑之情、便登高岳遙望之、大海曠遠而不見國、於是天皇對神曰、朕周望之、有海無國、豈於大虛有國乎、誰神徒誘朕、復我皇祖諸天皇等、盡祭神祇、豈有遺神耶、時神亦託皇后曰、如天津水影押伏、而我所見國、何謂無國、以誹謗我言、其汝王之如此言而遂不信者、汝不得其國、唯今皇后始之有胎、其子有獲焉、然天皇猶不信、以強擊熊襲、不得勝而還之、
 『日本書紀應十』譽田天皇○應足仲彥天皇○仲第四子也、母曰氣長足姬尊○神天皇以皇后討新羅之年、歲次庚辰冬十二月、生於筑紫之蚊田、幼而聰達、玄監深遠、動容進止、聖表有異焉、皇太后攝政之三年、立爲皇太子、初天皇在孕、而天神地祇授三韓、既產之、宍腕上、其形如軀、是肖皇太后爲雄裝之負、軀故稱其名謂譽田天皇、攝政六十九年四月皇太后崩、元年正月丁亥朔、皇太子○應即位、
 『日本書紀繼十七』六年十二月、百濟遣使貢調、別表請任那國上哆利、下哆利、娑陀、牟婁四縣、○中物部大